

第5回

(平成29年5月10日)

議 事 録

錦町農業委員会

錦町農業委員会総会会議録

- 1 開催日時 平成29年5月10日(水)午前9時30分から午前10時10分
- 2 開催場所 錦町役場 3階会議室
- 3 出席委員 8名

1番委員 吉田 眞二・3番委員 尾方 学

4番委員 元村 彰浩・5番委員 今村 忠臣

7番委員 西嶋 健一・8番委員 福本 王雅・9番委員 税所 隆則

10番委員 石松 まゆ子

- 4 欠席委員

- 5 議事日程

1) 会期の決定

2) 議事録署名委員の指名

3) 会議書記の指名

4) 議第17号案 農地法第3条の規定による許可申請について

議第18号案 買受適格証明願いに対する認定について

議第19号案 農業経営基盤強化促進事業に伴う農用地利用集積計画について

報告第5号 農地法第18条第6項の規定による賃貸借の合意解約について

- 6 事務局職員

事務局長 山園琢磨・農地係 久保田文子

- 7 会議の概要

議 長 議事日程1の会期の決定については、本日1日としてよろしいでしょうか。全委員、異議なしということで本日1日と決定します。議事日程2の議事録署名委員の指名ですが、私から指名させていただいて異議ありませんか。それでは、4番・5番委員を指名します。

議 長 諸事報告がありましたらお願いします。

8 番 5月1日、後継者対策推進班で、会議を行いました。農業者年金の加入推進を9月から11月にかけて皆さんで協力して訪問をして推進をしていけばどうだろうかということになりましたので、その節は皆さんにご協力をお願いします。また、新規就農者のからのフォローをどうするかということ話しました。

4 番 農地営農対策推進班で4月22日、鳥獣害被害について勉強会を行いました。今年度の狩猟免許講習会が錦町役場で開催されますので興味のある方は参加ください。捕獲しないと被害は少なくならないと思いますので、興味のある方は、どんどん誘

って免許取得をお願いしたいと思います。前年度は被害件数274件、被害額127万9千円、まだこれ以上あると思いますが、本当に困っておりますので、お互いに勉強し合って頑張っていきましょう。

議長 議事に入ります。議第17号案農地法第3条の規定による許可申請について上程します。事務局より説明をお願いします。

事務局 議第17号案農地法第3条の規定による許可申請について（朗読）

議長 調査番号1から7番について、3番委員より調査報告をお願いします。

3番 （調査番号1から7）調査番号1番、2番は譲受人が同じですので重複しないように説明します。譲受人・譲渡人の住所・氏名及び申請物件は記載のとおりです。申請理由は相手方の要望です。譲受人の経営内容について報告します。家族4人（稼働力3人）です。経営面積は、128a田90a畑37a。田36aが水稻、残りは飼料、畑は飼料、畜産農家で母豚120頭で年間出荷数平均2800頭。3条調査項目により報告します。1番（耕作面積）：問題なし。2番（通作距離）：500m。3番（小作地）：問題なし。4番（貸付地）：該当なし。5番（取得価格）：10a当たり7万円。6番（耕作放棄地）：問題なし。7番（農機具の利用計画）：トラクター2、マニアスプレッダー1台、タイヤショベル1台、トラック2台、田植え機1台。8番（取得農地の利用計画）：飼料。9番（周辺地域との関係）：この方は地域の中心的役割を担っている方です。今後とも変わらず協力していくということです。

3番 （調査番号2）譲受人・譲渡人の住所・氏名及び申請物件は記載のとおりです。申請理由は相手方の要望です。3条調査項目により報告します。1番（耕作面積）：問題なし。2番（通作距離）：500m。5番（取得価格）：10a当たり7万円。

3番 （調査番号3）調査番号3番～5番は譲受人が同じですので重複しないように説明します。譲受人・譲渡人の住所・氏名及び申請物件は記載のとおりです。申請理由は相手方の要望です。譲受人の経営内容について報告します。役員が4名で従業員4人です。経営面積は、849a田456a畑393a。これはすべて牧草です。乳牛の成牛280頭、肉用牛220頭、預託牛100頭。3条調査項目により報告します。1番（耕作面積）：問題なし。2番（通作距離）：200m。3番（小作人同意）：小作地ではない。4番（貸付地）：該当なし。5番（取得価格）：10アール当たり20万円。6番（耕作放棄地）：問題なし。7番（農機具の利用計画）：トラクター5台、マニアスプレッダー3台、ロールベアラー2台、10トントラック1台、4トントラック2台、2トントラック2台。9番（周辺地域との関係）：周辺地域への協力もあり問題なし。（調査番号4）2番（通作距離）：400m。5番（取得価格）：田10アール当たり25万円。畑10アール当たり15万円。8番（取得農地の利用計画）：牧草。

（調査番号5）2番（通作距離）：200m。5番（取得価格）：10アール当たり20万円。8番（取得農地の利用計画）：牧草。

3番 （調査番号6）譲受人・譲渡人の住所・氏名及び申請物件は記載のとおりです。申

請理由は農業者年金です。譲受人の経営内容について報告します。家族3人（稼働力1人）です。経営面積は、216a 田195a 畑20a。水稻120a、麦20a、ミシマサイコ40a。牧草157a。3条調査項目により報告します。1番（耕作面積）：問題なし。2番（通作距離）：1000m。3番（小作地）：問題なし。4番（貸付地）：該当なし。5番（取得価格）：0円。6番（耕作放棄地）：問題なし。7番（農機具の利用計画）：トラクター、コンバイン、田植機、管理機。8番（取得農地の利用計画）：経営内容のとおり。9番（周辺地域との関係）：この方は地域の中心的役割を担っている方です。今後とも変わらず協力していくということです。以上の調査内容により、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。

- 3番（調査番号7）譲受人・譲渡人の住所・氏名及び申請物件は記載のとおりです。申請理由は相手方要望です。譲受人の経営内容について報告します。家族3人（稼働力1人）です。経営面積は、86a。田74a。畑11a。水稻14a、WCS60a、畑は柿、栗、ゆず。3条調査項目により報告します。1番（耕作面積）：問題なし。2番（通作距離）：1000m。3番（小作地）：問題なし。4番（貸付地）：該当なし。5番（取得価格）：10アール当たり60万円。6番（耕作放棄地）：問題なし。7番（農機具の利用計画）：トラクター、田植機、刈払機、動噴。水稻などの収穫は委託。8番（取得農地の利用計画）：水稻。9番（周辺地域との関係）：地域の作業等にも積極的に参加され、今後とも変わらず協力していくということです。以上の調査内容により、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。

議長 調査報告が終了しましたので、発言のある方は挙手をお願いします。

議長 1番、2番ですが10アール当たり7万円、面積は広いのにどういふことですか。

- 3番 場所は、野間の川辺川造成団地の畑です。今後川辺川事業の負担金もあることから7万円ということです。

議長 他にありませんか。質疑がないようですので採決します。調査番号1、2番について原案どおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

（全委員：挙手）

全委員賛成ですので、原案のとおり決定します。

議長 調査番号3、4、5番について原案どおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

（全委員：挙手）

全委員賛成ですので、原案のとおり決定します。

議長 調査番号6について原案どおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

（全委員：挙手）

全委員賛成ですので、原案のとおり決定します。

議 長 調査番号7について原案どおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。
(全委員：挙手)

全委員賛成ですので、原案のとおり決定します。

議 長 議第18号案買受適格証明願いに対する認定について上程します。

事務局 議第18号案買受適格証明願いに対する認定について(朗読)

議 長 調査番号1番について、4番委員より調査報告をお願いします。

4 番 (調査番号1)競売に係る買受証明ですので、3条調査項目により報告します。証明願人及び買受物件は記載のとおりです。申請理由は、競売のための入札参加です。証明願人の経営内容について報告します。法人役員4名、従業員4人。経営面積は、850aすべて牧草です。搾乳牛280頭、肉用牛220頭、預託牛100頭。3条調査項目により報告します。1番(耕作面積)：問題なし。2番(通作距離)：4000m。3番(小作人同意)：小作地ではない。4番(貸付地)：該当なし。5番(取得価格)：最低入札価格が畑だけで740万円。6番(耕作放棄地)：問題なし。7番(農機具の利用計画)：トラクター5台、ロールペーラー2台、モア3台、マニアスプレッダー3台、10トントラック1台、4トントラック2台、2トントラック2台。8番(取得農地の利用計画)：平成元年、平成15年に転用願がでており、現在造成して、畑の状態ではありません。法人であり畑に戻すことは可能です。畑に戻した時点で周囲に迷惑が掛からないように指導しました。

議 長 調査報告が終了しましたので、発言のある方は挙手をお願いします。

3 番 場所はどの付近でしょうか。

4 番 たこやき大阪の裏手になります。平成元年、平成15年に住宅で転用願がでており、建物が建っておらず地目変更ができない。当初は、非農地願い提出させ非農地にしようとしたのですが、農地法の趣旨からして、農業委員会から農地として裁判所には報告してあります。

議 長 この件につきましては、事務局と4番員と私で現場を見まして、最低価格が916万円であり、許可を出してもよいのではないかと思います。

事務局 イタリアンを作付される計画です。7月土地取得、8月、9月に表土搬入、農地復元、10月播種、4、5月に刈入れの計画になっております。

佐無田 転用許可が出ているということは、転用許可は自然消滅ですか。

4 番 そのとおりです。

議 長 住宅に対しての5条は生きています。

4 番 1回目の転用許可はなくなって、転用するのであれば、新たに転用届を出す必要があります。

議 長 裁判所の書類には、5条の転用許可が出ているというところで、この価格は出ていると思います。

4 番 最低価格からすると現況は宅地課税になっていると思います。非農地として認める

と誰でも入札することができます。

議 長 非農地として認めると無断転用を認めたこととなりますので、裁判所には農地として報告してあります。

議 長 質疑がないようですので採決します。調査番号1について原案どおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全委員：挙手)

議 長 全委員賛成ですので、調査番号1については原案のとおり決定します。

議 長 議第19号案農業経営基盤強化促進事業に伴う農用地利用集積計画について上程します。

議 長 事務局より内容説明をお願いします。

事務局 議第19号案農業経営基盤強化促進事業に伴う農用地利用集積計画について(朗読)

事務局 農用地利用集積計画(平成29年5月9日付け：球錦農林第1720号)の諮問があり、今回は所有権移転5件、利用権の再設定が22件、新規が20件の合計42件です。所有権移転関係5件については、農業公社から農家への売渡分4件、公社買取分1件です。

(議案書に基づき、設定者・非設定者・経営面積・期間・賃料等の内容説明)

以上の計画内容については、経営面積・従事日数等の農業経営基盤強化促進法第18条第3項の要件である

① 農用地利用集積計画の内容が基本構想に適合するものであること。

② 利用権の設定等を受けた後において備えるべき要件である

イ、耕作又は養畜の事業に供すべき農用地のすべてについて耕作又は養畜の事業を行うと認められること。

ロ、耕作又は養畜の事業に必要な農作業に常時従事すると認められること。

ハ、対象農地を効率的に利用して耕作又は養畜の事業を行うことができると認められること。

③対象農地の関係権利者全ての同意が得られていること。

の各要件を満たしていると考えます。

議 長 報告第5号農地法第18条第6項の規定による賃貸借の合意解約について上程します。

議 長 事務局より説明をお願いします。

事務局 報告第5号農地法第18条第6項の規定による賃貸借の合意解約について(朗読)

4 番 2番の合意解約については、農地利用集積計画の42で、新たに農地中間管理事業で賃貸借契約を結んであるがどういうことですか。解約の必要があったのでしょうか。

事務局 直接、詳しいことは聞いておりませんが、小作料支払いも口座から引かれますので、支払いが簡単であることと、地域で農地中間管理機構の農地が増えれば、地域の対

しての集積協力金が支払われる可能性もありますので、農地中間管理機構を通しての貸借を進めた方が良いと思われます。

議長 以上をもちまして、本日の議案審議事項は全て終了しました。

以上

左会議の顛末に相違ないことを証するため、ここに署名する。

平成29年5月10日

農業委員会会長

4番 農業委員

5番 農業委員
